

「嫁役割」をめぐる歴史的変遷

—良妻賢母思想を手がかりに

森 恭 子

はじめに

女性は、家庭内の役割に応じて妻、母、主婦といった多様な呼称が存在し、それぞれに議論がなされてきた¹。そしてその中に、「嫁」という立場に女性を位置づける捉え方もある。介護問題が社会課題化した80年代以降、嫁介護という視点から、現代における嫁問題が浮上した²。ここで注目すべきは、嫁介護は、以前より存在していたが、長寿化と医療の発達による介護期間の長期化により、婚家の妻が夫の親を一手に長期間にわたって介護しなければならない問題として浮かび上がってきたといえるだろう。このような嫁の存在は、介護問題を離れても、地域や階層の違いはあっても、盆や正月の折に「嫁」の役割を期待されることへの抵抗感や冠婚葬祭などの儀礼において、より色濃く残っていることはしばしば聞くところである。現在でもなお、「嫁」問題はまったく解消されたとは言えない³。

そして、特に女性にとって不平等な慣行は、フェミニズムの中で提唱された家父長制概念によって説明がなされてきたが、果たして、家父長制や家父長的な家との関連のみで嫁が今なお現存する理由を十分に説明できるのだろうか。たしかに、これらの視点が重要であることはもちろんである。しかし、「家」の実態は消滅しつつある現代において、別の要因も考える余地があるのではないだろうか。

以上の問題関心から、本稿では、「嫁役割」が現代においてもなお存続している要因について、近代国家成立時に国家政策に取り入れられた良妻賢母思想⁴を分析することで、考察を行う。本稿での時代の射程は、近代家族の萌芽となる明治初期から大正期とし、歴史的な女性役割の変遷の中で「嫁役割」がどのように位置付けられてきたのかを検討する。この時期に限定することで、近代日本における近代化の受容とそれにともなう役割の変化を浮かびあがらせたいためである。本研究から、戦後以降の現代的な変化をより鮮明に捉えるという今後の研究につなげたい。

第一章では、まず、良妻賢母思想を取り上げる理由を述べる。続いて、良妻賢

母研究に関する先行研究を概観し、本稿で議論したい点を抽出する。つづく第二章では、それらをもとに、近代日本の「嫁役割」の変遷について、特に、明治初期から大正期において検討する。結論として、本論で得た知見を述べ、今後の研究課題へとまとめていきたい。

なお、本稿では、嫁は「息子の親から見た、嫁いできた女性」のことを意味する。「家」は明治期以降の近代化、産業化及び明治民法の家制度による家を「イエ」とし、それ以前の「家」と区別する。なお、明治民法下の家制度は、家制度と表記する。

I. 良妻賢母思想と嫁：問題の所在

本章では、近代社会が求める女性の役割形成の基盤となった良妻賢母思想研究を概観する。その上で、本稿での問題提起を行う。

まず、嫁役割を問うという問題設定に関して、なぜ良妻賢母思想を取り上げるのか、その理由について述べる。近代国家成立の過程で、国家は国家が求める女性像をかかげ、女性を教育すべき対象として位置付けた。このことは、女性は家のためではなく国家のために働く存在として位置付けられたことを意味している。国家形成に女子教育が導入され、その女子教育の基底とされたのが良妻賢母思想である。したがって、良妻賢母思想を分析することは、当時の国家が要請する女性像に付与された女性役割、すなわち母、妻、嫁、について知ることにつながるからである。また、さまざまな変化の要因の中でも、国民養成を担う教育がそのほかの要因よりも、特に直接的な影響が強いものであることから、良妻賢母思想をとりあげる。

次に、良妻賢母研究の先行研究について概観し、本稿での問題の所在を明らかにする。良妻賢母研究は教育学、女子教育、歴史学をはじめ、女性史や法社会学等、幅広く研究されている。近年では、近代家族論に依拠した分析も多く、幅広い見地からの蓄積が豊富である。本稿では、そのすべてを追うことは能力を超えているが、とくに、国家形成と良妻賢母思想について分析したものが関係すると思われる。

例えば、良妻賢母研究において、必読書である深谷昌志著（1966=1981）『良妻賢母主義の教育』がある。深谷によると、良妻賢母の端緒は明治28（1895）年だとする。これは日清戦争の経験から国力増強及びナショナリズム導入によって、明治期以降の女性の役割を家庭内に限定した考えから、国家維持のために家事以外の職務の必要性が議論されるようになり、教育政策が生まれたとしている（深谷1981, 138-142）。深谷は、冒頭で「良妻賢母を日本特有の近代化の過程が生

み出した歴史的複合体」とみなしていると述べる。すなわち「ナショナリズムの台頭を背景に、儒教的なものを土台としながら、民衆の女性像からの規制を受けつつ、西欧の女性像を屈折して吸収した複合思想である」とする。そして、「良妻賢母は、『国体観念』に代表される体制イデオロギーの教育版であり、家族制度の『醇風美俗』、中等教育の『質実剛健』と並ぶ国体観念の重要な概念だとする（深谷 1981, 11）。

同様に、有地亨は『近代日本の家族観－明治編』（1977）において、深谷と同時期の明治 20 年代後半について触れ、次のように述べている。すなわち、「男女同権論は次第に影をひそめ、これに代わって儒教的な良妻賢母主義が教育政策に採用され、それを実施する体制が整えられる」とする（有地 1977, 132）。

深谷や有地に代表されるように、従来の良妻賢母思想研究は、家族国家観や儒教思想と連動させて捉えられてきた。そして、戦前日本の特殊な教育規範だとするのが通説であった（小山 1992b, 1995, 2022; 牟田, 2006）。これらの立場に共通するのは、戦前を「前近代的・封建遺制」として、戦後を「民主的・近代的」として断絶する認識である。こうした立場に対して、80 年代後半に落合恵美子によって提出された「近代家族」概念⁵は、戦前の前近代的で封建遺制だとみなされてきたものに、近代性を見出し現代とのつながりを問題提起した。近代家族論を分析枠組みに依拠した小山は、従来の良妻賢母思想の研究の特徴として、「国家公認の女子教育規範としての良妻賢母思想を、特殊な戦前日本の女子教育規範、したがって『遅れた』『反動的』な女性観として把握していた」（小山 2022, 1-2）ことを批判的に指摘する。そして、こうした日本の特殊性として近代家族を認識し、現代と断絶する認識に疑問を投げかけた。そして、小山は従来の説明で自明のように使われる国家や家を経由せず、「良妻賢母思想を性別役割分業を合理化するイデオロギー」だとして説明することで、現代につながる近代性があることを提示した（小山 2022, 52-60; 1992, 75）。

本稿での注目は、こうした近代への連続性を見出す小山の視点にある。嫁は「家・イエ」との関係性の中で捉えられ、語られてきたが、従来の説明とは異なる新たな視点を得るものではないだろうか。また、新たな視点への検討は、小山が「良妻賢母思想が『家』や家族制度と無関係に存在していたといっているのではなく」（小山 1992b, 54）、というように、本稿においても嫁役割を考える上で、「家・イエ」との関連を不問にするものではない。

小山と同様に「家」の近代性を唱える論者に、上野千鶴子（1990, 1994）、牟田和恵（1996, 2006）、西川裕子（2000）などによる重要な研究の蓄積がなされており、現代にも続くジェンダー不平等な構造を解明する重要な理論だと考える。これらの理由から、本稿においても、近代家族論に立脚し、嫁の近代性を見出せる

か、について検討をしていく。方法は、小山や牟田の精細な良妻賢母思想研究に依拠し、嫁役割に関する記述を抽出することによって、両者の研究の検討を試みる。

本稿では、主に小山静子(2022=1991, 1992a, 1992b, 1995, 1999)と牟田和恵(1996, 2006)の研究を分析対象とする。

II. 良妻賢母思想と嫁

牟田の研究は明治期から大正期を、小山の研究は江戸中期から昭和初期を、対象として行われている。研究対象の時代設定が異なるとはいえ、女子教育論が興盛する明治20年から30年代の修身教科書や雑誌等を丁寧に分析し、通説である良妻賢母研究に対して「良妻賢母思想の近代性」を指摘している点で共通している。そこで、小山と牟田の研究において論じられる良妻賢母思想の変遷を概観したのち、良妻賢母思想における嫁の位置付けを検討する。

1. 良妻賢母思想の変遷

小山は自身の江戸中期から昭和初期を対象とした良妻賢母研究から、「規範としての女性観、すなわち期待される女性像が社会の変化とともにいかに変化していくのか」について、「江戸期の良妻論から明治啓蒙期の賢母論、欧化主義の時代の良妻論をへて、日清戦争後の良妻賢母論、第一次対戦後に再編された良妻賢母論」という変遷をたどるとする(小山1995, 347)。良妻賢母思想の変遷には、女性観の変遷と、それを教育する女子教育論の変遷という二つの流れがみられる。ここでは、簡潔にそれぞれの変遷の要点を要約する。

まず、最初の変遷とされる「江戸期の良妻論から明治啓蒙期の賢母論」において、もっとも重要な変化の特徴は、江戸期には無能とされた女性に、「教育する母」という賢母の役割が要請されたことだろう。このことは同時に、賢母を養成するための女子教育論が要請されることにもつながる。この点において、小山は啓蒙期における賢母の役割も「私的な存在ではなく、次代の国民養成を担う、国家に組み込まれた存在」だと位置付けるが、中冨邦はあくまでも夫や子への私的な存在であると位置付ける、としてその捉え方に批判をおこなっている(小山2022, 39)。

次に、「欧化主義の時代の良妻論」の変化は、明治20年代に「家庭」概念及び新中間層とよばれる、いわゆる都市の核家族世帯が登場したことを背景に起こり、江戸期の「夫や舅姑に従順に仕える」良妻から、「家庭の家政を取り仕切る能力のある主体的な妻」が良妻とされるようになる(小山2022, 46)。欧化主義の時

代とは、欧化政策がなされた明治10年から20年代であり、家庭概念の登場及び、都市部を中心とする新中間層の登場によって、前述の良妻を体現し家庭の中心となる「主婦」も誕生した。

次の変化は、明治27年から28年(1894-1895)の「日清戦争後の良妻賢母論」に現れる。この変化の特徴は、国家が女子教育による良妻賢母の育成の必要性が認識され、女子教育に組み込まれたことだろう。これまでの良妻と異なるのは、「知識による内助や女性の道徳性に対する注目」(小山 2022, 45)がなされていることである。すなわち、従来、妻や母を育成するための女子教育は小学校までで十分と考えられていたのが、国家形成の観点から教育すべき良妻賢母に認識された、ということである。そして、女子教育の関心の高まりとなり、中等教育、のちに高等教育の必要性につながる端緒となる。

明治初期から女子教育論の必要性への言及はなかったわけではなく、明治5(1872)年には学制が施行される。しかし、20年半ばを経過しても女子の就学率は低迷を続けていた。女子教育への必要性が限定的なものとしてとどまるなか、女子教育による良妻賢母の育成への関心は、女子教育関係者のみならず、従来関心をよせてこなかった政治家などの中でも高まる。また、この頃に小学校の女子就学率も飛躍的に上昇し始め、生徒や親たちの中等教育への希望も増加したこともあり、女子教育における高等教育実施の気運は高まり、明治32(1899)年の高等女学校公布へとつながる。このことは、「良妻賢母思想を現実女子教育政策に取り入れる契機」(牟田 2006, 72)であり、すなわち良妻賢母思想が「国家公認の女子教育理念としての地位を確立した女性観」となったことを意味する(小山 2022, 52)。

最後は、「第一次大戦後に再編された良妻賢母論」への変化である。先の日清戦争で、女子教育による良妻賢母の育成の必要性が認識されるようになるが、第一次世界大戦後に生じる変化は、女性の場が家庭の外にも求められたことである。すなわち、これまで女性の場は家庭とされ、その中において良妻賢母の意味が変化してきたが、第一次世界大戦後の良妻賢母論では、家庭の外でも女性が男性に変わり仕事をし、国家に貢献する姿である。この変化の契機は、大正期の女性の置かれている現状への疑問が表出し、「婦人問題」や女性解放論として与謝野晶子や平塚らいちょうらに代表される女性論者が登場したことや職業婦人の増加という国内状況の影響。さらに、第一次世界大戦でヨーロッパの女性たちが銃後の活動に従事し、積極的に社会進出をおこなっていたことを目の当たりにしたことであった。ここで生じた変化は、女性の家庭内役割と社会的労働の二重役割が要請されたことであり、この主張の根拠とされたのが「女性の特性の發揮」という論理であった(小山 2022, 157-162)。この点において、良妻賢母が「再編」される

ことになったのである。

以上、簡潔ではあるが、良妻賢母思想の変遷の特徴を外観した。この変遷において、とりわけ本稿で注目したいのは、国家が「嫁」をどのように位置付けてきたかという点である。

2. 良妻賢母思想の変遷における嫁の位置付け

本稿での議論の射程は、明治初期から大正期であるが、明治期以降の良妻賢母思想における女性観との比較のため、近代化前夜の江戸後期における女性観を、簡潔に概観する。良妻賢母思想に匹敵する江戸期の女性観を提示するものは、『女大学』に代表される女訓書である。小山（2022）は、江戸時代の武家の女性について、前掲の書物を分析し、江戸期の武家の女性の役割を以下のように論じる。すなわち、教育する母という期待はなく「もっぱら妻として嫁としての徳目であった」とし、「夫には主君に仕えるがごとく仕え、舅姑には従順に孝行を尽くす女性が理想」であり、「女の存在意義は妻・嫁という面に限定されていた」。また子どもに関しては、出産に関する書物はあるが、産後の育児に関する母親向けの書物がないことから、「女性に期待されているのは子どもを産むことであっても、育て、教育することではなかった」とする（小山 2022, 13-63）。武家社会⁶においては、儒教思想の下、女性は無能とされ男性に従属する立場に置かれていたのであり、無能な女性（嫁）の役割は、家の継承者である子を産むことで婚家を継承することにあったのだ。この点を踏まえ、明治以降の良妻賢母思想を次にみていく。

明治維新以降になると、急激な近代化を経験する中で、女性の役割や家庭概念の導入によって「家族の近代」が成立する過程でもある（上野 1994, 105-116）。「家族の近代」の成立は、どのような変化を「嫁」にもたらしたのだろうか。

Ⅱ-1でみたように、小山が分類する明治の啓蒙期には、国家形成に子どもの教育の必要性が認識され、子を育てる母役割が注目されるようになる。国家形成に組み込まれることによって、女子教育で強調された良妻賢母は江戸期のものとは大きく異なり、子育て・教育を母の役割とする賢母を目指すべき女性像にとらえ、国家形成の基礎となる子の教育を強調した。そして、良妻賢母思想では、「近代国家の建設という視点を導入した結果、母役割が重要だと発見された」のだとする。「妻や嫁としての役割（最も代表的なものでは、夫や舅姑に従順に仕えること）は、国家の側から意義づけにくいのに対して、母役割は時代の国民養成という点で国家と結びつき、容易にとらえうるものであった」（小山 2022, 40）としている。

母役割の強調に加え、明治20年代以降「家庭」概念が登場し「家庭の幸福」

が説かれるようになる⁷。上野千鶴子（1994, 107）は、この時代の「家庭の幸福」を成り立たせる要件に、（1）相愛の男女からなる、（2）一夫一婦と、（3）未婚の子女を含む（他人を含まない）核家族で、（4）夫は雇用者、（5）妻は無業の主婦という性別役割分担を伴う都市勤労者世帯、という5つの要件があるとしている。

本稿において注目したいのは、こうした夫婦間の相愛が強調された家庭概念によって、「家庭の幸福」の要件に、核家族、すなわち舅姑との別居が入っている点である。なぜなら、これまで家の「異分子」とされていた「食客、厄介者、雇人等」は「伝統的な直系家族の中では『嫁は他人』だったが、核家族的な『家庭の幸福』の理想の中では、「舅姑がついに『異分子』『厄介者』扱いされるに至る」とする（上野 1994, 115）。

牟田は、これを家庭のパラドックスと位置付け、明治20年代の雑誌や記事を参照し、各誌に大きく二分できる「新しい家族倫理」が明確に打ち出されたと指摘する。すなわち、「夫婦・親子間の細やかな愛情を強調し『家庭』を理想の場として高い価値を付与する」立場と、「ラディカルに旧来の家族道徳に厳しい批判を加えて新しい家族道徳を打ち立てるべき」とする立場である（牟田 2006, 54-57）。旧来の家族道徳への批判は、主に親と子、とりわけ子夫婦と親との関係が取り上げられ、「子夫婦と舅姑の別居を勧め」るものや、明治33（1900）年に発足した『婦女新聞』で、金子幸子の「不婚論争」の中でも提示されている⁸。

「家庭の幸福」という理想や「家庭」を理想とする考えは、あくまでも「理想」であり、実際の状況は乖離があるものであることは、上野や牟田も指摘するとおりであるが、だからこそ、舅姑と嫁の立場が「家庭の幸福」においては、逆転しているという点は、注目すべき変化である。

また、家庭概念の登場と同じく「主婦」という概念が登場するのも明治20年代である⁹。主婦の変化については、次の牟田の議論が有効である。牟田は、明治期の近代化を目指して良妻賢母思想や家庭を受け入れていく過程を詳細に分析し、個人ではなく家の徳が優先される旧来の家ではなく、個人や家族間の愛が重要とされる家庭の概念が浸透していくことを提示している。そして、旧来の家に縛られ、忍従する女性から、家庭において女性は主役となり、家族員の和楽や幸福の支え手・作り手という役割を担い、その役割を実践することで自分も家族も幸せになれる女性へ、という家庭内の女性役割の変化過程を明らかにした。

注目されるべきは、こうした女性役割の変化にもかかわらず、「女性の忍耐、自己犠牲、受動性、貞淑美」という女性規範は、旧来のものと共通している点であり、このことは現代の女性に通じるものへ転換していることも同時に指摘されている（牟田 1996, 179-180）。

では、牟田が「家庭のパラドックス」と指摘する、女性像や家族内のあり様について相反するこうした状況において、良妻賢母思想はどのように謳われていたのだろうか。小山の分類では、「日清戦争後の良妻賢母論」の時期にあたる。前節で外観したように、日清戦争後は国家形成の観点から、妻や母役割にも教育が必要だとする良妻賢母を育成する女子教育が認識された。このことは、「嫁役割」にどのような影響があったのだろうか。小山（2022, 45-47）によると、家事・育児も家庭内で完結するのではなく、国家の富強につながると考えられたことから、これまでの良妻にはない「もっと積極的な妻役割が求められ」、「もはや女性は愚かなままでいいのではなく、教育を受け、獲得した知識をもって夫を助けていくことが期待されるようになった」としている。さらに、「家を守る妻、そのことによって後顧の憂いをなくす妻」が必要とされている。ここでの「家を守る」の意味は、家の継承などの意味で家を守るではなく、仕事などで家を離れる際に使われる「家を守る」の意味である。ゆえに「単なる従順さだけが良妻の条件ではなく、『男は仕事、女は家庭』という近代的な性別役割分業観にのっとり、家事労働を十分に果たし、家政を管理することができる女性が、良妻と観念される」としている（小山 2022, 45-47）。このように、日清戦争後の時期から、妻の役割が強調されている一方で、嫁あるいは舅姑との関係への言及は見受けられない。

では、第一次世界大戦以後についてみてみよう。ヨーロッパの女性たちの銃後の活動に従事し社会進出を果たしたことは、「女は男に比べて能力的に劣り、家庭内役割を果たすべき存在」という女性観が覆ることになる。そして、女性の能力の発揮に注力するよう女子教育論が再編するわけだが、このとき、性別役割を基底に女性の本来的役割が家庭にあるとする考え方は「ジレンマ」（小山 2022, 156）をかかえる。基本的には家庭を女性の場として位置付け、家庭での家政及び子どもの教育を担わせながら、一方で家庭の外でも働く職業婦人の役割も期待するものであり、「現実には流布している旧態依然たる女性観でもはや時代に対応できない。かといって女性の『男性化』はさげねばならない」というジレンマである。

こうした女性への相反する期待にたいしてなされた、女性の職業への貢献を促す説明は、「女性の特性の発揮」というものであった。すなわち、「『女らしさ』を否定せずにかつ、『男性化』することもない能力の発揮」を目指したのである（小山 2022, 157-162）。

小山によれば、第一次世界大戦後の良妻賢母論の再編において、かねてより教育論で提唱される女性観と、実際の教育の現場で求められる女性観には乖離があったとするが（小山 2022, 60）、この再編によって、大正9（1920）年以降は

修身教育書の内容が激変し、乖離が実質的に小さくなっていくとする（小山 2022, 208-219）。

この点について、小山は、第一次世界大戦以降に修身教科書にある国家が求める女性像を次のように提示している。大正5（1916）年まであまり変化はなく「家事使人もいる家族にあって舅姑と同居し、妻・母・嫁役割をこなす女性、家事・育児が国家の基礎であることを認識し、国民としての自覚をもった女性、万一の場合に備えて職業能力も培っている女性」（小山 2022, 215）が、最大公約数の良妻賢母像であったが、大正9年以降においては、次のように変化する。一つに、「家」を「家庭」ととらえる要素が増えて「『舅姑』や『僕婢』が言及されなくなる一方で、家庭は愛情に包まれた憩いの場とみなされるようになったとしている。そして、「家」を守ったり、「家」の和を保ち、ととのえるという役割がさほど重点をおかれなくなった。それゆえに、大正9年以降において、「嫁役割への期待が相対的に低下したといえるだろう」と結論づける（小山 2022, 217）。

同時に、妻や母役割については、栄養管理や家計管理といった合理性や化学性が求められ質的な変化が求められたとする点が指摘されている。大正9年以降、いよいよ嫁役割は、実質的に母や妻といった役割から後退した役割となっていくのである。以上、嫁を起点にし、良妻賢母思想から嫁役割の変遷をみてきた。

Ⅲ. おわりに

本稿では、近代家族論に依拠した良妻賢母思想を手がかりに嫁役割の変遷をおた。本稿で得られた知見は、良妻賢母思想のもと、すなわち国家が要請する女性像に嫁役割は重要ではなかった、ということができる。したがって、「嫁役割」が現代において現存する要因を捉えることは、良妻賢母思想の考察からはできない、ということになる。

本稿当初の仮説は立証できなかったがしかし、「嫁」を起点にして良妻賢母思想を捉え直したことによって、以下の知見を得ることができた。すなわち、良妻賢母思想の中でたびたび言及された嫁役割と妻役割の境界が曖昧ではないか、という点である。それらは、「妻・嫁役割」という表現から「妻役割」に変化してくのだが、もともと明確に両者の役割が分けられて使用されていないのではないだろうか。

なぜなら、Ⅱ - 2で嫁役割への期待の低下の理由に、「家」を守ったり、「家」をととのえるという役割が重要ではなくなってきたとするが、この「家」を守る、「家」をととのえる、ということが何かについては、明確ではない。そのため、次に引用する妻役割についても、妻と嫁の役割の曖昧さを示すものである。

妻役割について、『家庭の生成と女性の国民化』（1999）の中で、小山は、第一次世界大戦以後の良妻賢母思想の再編において、女子教育における家事科・理科の改善が求められるようになったとし、生活改善運動の分析をおこなっている。この中で、良妻賢母教育の見直しにあたり、従来の良妻賢母について「従来は母役割が重点的に語られ、妻役割としては主に、夫や舅姑に仕えることや夫への内助、裁縫に技術の獲得が主張されるにとどまっていた」（小山 1999, 170）としている。ここで示される妻役割の「夫や舅姑に仕えること」は、明確に嫁役割と区別できるものなのだろうか。妻と嫁の役割の曖昧さについては、他の論者の文献にも指摘できることだといえる。嫁役割と妻役割の境界が曖昧であれば、嫁役割と従来考えられていた役割が、じつは妻役割に吸収された、と考えることも可能なのではないだろうか。以上の留保がつくことから、「嫁役割」については、今後のさらなる検討が必要だと考える。

本稿では「嫁役割」が現在においても存在する要因について、良妻賢母思想に依拠して検討した。このことは、近代家族論が照射する「近代性」について、今後、「嫁役割」の近代性という視点を提起するものである。この点については、今後の課題とする。本稿において提示された課題の検討・分析については、別稿に託したい。

注

- 1 母や主婦は、母性保護論争や主婦論争などの議論を巻き起こしてきた。
- 2 そのほか、社会問題化した嫁問題に、農家の嫁不足問題（宮澤：1996）や女性の墓継承問題（井上：2003）がある。
- 3 「嫁姑問題」のように、個別案件あるいは女性同士の家庭内の権力争いとして矮小化され研究対象としてみなされてこなかったが、アンケート調査による意識調査などは多い。例えば、近年でも 2021 年 9 月に朝日新聞デジタルのフォーラム欄に「嫁、主人、家・・・あなたはどう思いますか？」というアンケート調査がある。
- 4 小山は、良妻賢母思想は現代の問題であることを強調するため、「良妻賢母主義思想という言葉には戦前日本の特殊な女性観というイメージが固着してしまっており、良妻賢母思想を『近代』の思想と位置づけて論じていくには、良妻賢母思想という言葉の方がふさわしい」（小山 2022, 8）としている。本稿においても、小山の主張に同じであるため、良妻賢母思想とする。
- 5 近代家族論は、落合恵美子によって 1980 年代後半に提示された「近代家族」概念を端緒とする。落合は、自明とされる「家族」は、「実は近代という時代の産物にすぎず、時代的限定をつけて『近代家族』と呼ばれるべき存在」であり、自明のものではないことを提示した（落合 1994=2019, 序文Ⅶ）。落合の「近代家族」概念の登場により、上野千鶴子や牟田和恵などに代表されるフェミニズム論者は、戦前から戦後の移行を分断するのではなく、「近代」として捉え直すことで現代のジェンダー不平等構造への連続性を提起する研究へと発展していく。
- 6 上野（1994, 131）は家族を含めても、武家社会の人口は、全体の 10% 以下だとしている。
- 7 「家庭の幸福」が唱えられる一方、同時に現実との格差が大きかったことも指摘がなされている（上野 1994, 109-116）。

- 8 金子幸子の「不婚論争」では、「女が“結婚をしない”という選択を主張したり、姑と嫁の同居ではない、夫と妻と子どもの核家族を理想とすることなど」が主張されはじめる（永原 2012, 100）。
- 9 瀬地山（1996）は、主婦とは「夫の稼ぎに経済的に依存し、生産から分離された家事を担う有配偶女性」とし、近代主婦とは、産業化によって職住分離及び「男＝生産労働、女＝再生産労働」という性別役割分業体制を意味するとする。大正期には、この近代主婦が都市部の一部の階層において存在していた。

参考文献一覧

- 有地亨 『近代日本の家族観－明治編』（弘文堂, 1977）。
- 石崎昇子「近代 都市家庭の成立と結婚観の変化」服藤早苗監修『歴史のなかの家族と結婚』（森話社, 2020）, 152-203。
- 井上治代『墓と家族の変容』（岩波書店, 2003）。
- 上野千鶴子『家父長制と資本制』（岩波書店, 1990）。
- _____『近代家族の成立と終焉』（岩波書店, 1994）。
- 落合恵美子『21世紀家族へ（第4版）－家族の戦後体制の見かた・超えかた』（有斐閣, 2019）。
- 小山静子『良妻賢母という規範』新装改訂版（勁草書房, 1991=2022）。
- _____「良妻賢母」と家族制度』『女性学年報』（1992a）75-82。
- _____「館かおる氏の拙著『良妻賢母という規範』』『教育学研究』59, 4（1992b）, 53-55。
- _____「良妻賢母思想研究の立場から』『日本の教育史学』（1995）38, 345-349。
- _____『家庭の生成と女性の国民化』（勁草書房, 1999）。
- 千田有紀「家族社会学の問題構制－「家」概念を中心として－」社会学評論 50, 1（1991）, 91-104。
- 館かおる「小山静子著『良妻賢母という規範』』『教育学研究』59, 2（1992）, 66-67。
- 中馬邦「女子教育の体制化－良妻賢母主義教育の成立とその評価」講座日本教育史編集委員会編『講座 日本教育史 近代Ⅱ／近代Ⅲ』（第一法規出版, 1984）, 101-125。
- 永原和子『近現代女性史論－家族・戦争・平和－』（吉川弘文館, 2012）。
- 中澤進之右「農村におけるアジア系外国人妻の生活と居留意識－山形県最上地方の中国・台湾、韓国、フィリピン出身者を対象にして－』『家族社会学研究』8（1996）, 81-96。
- 芳賀登『良妻賢母論』（雄山閣出版, 1990）。
- 林由紀子「服忌令から見た近世の親族関係－とくに嫁と舅姑について』『近世服忌令の研究－幕藩制国家の喪と穢れ』（清文堂, 1998）。
- 深谷昌志『良妻賢母主義の教育』（黎明書房, 1966）。
- 牟田和恵『戦略としての家族』（新曜社, 1996）。
- _____『ジェンダー家族を超えて－近現代の生／性の政治とフェミニズム』（新曜社, 2006）。
- 米村千代『「家」の存続戦略－歴史社会的考察』（勁草書房, 1999）。
- 朝日新聞デジタルHP
 “嫁、主人、家・・・あなたはどのように思いますか？”（2021.8.30） <https://www.asahi.com/opinion/forum/139/> 最終閲覧 2022年10月30日。

Abstract

Historical Transitions of the “daughter-in-law” :

Taking a cue from the idea of a good wife and wise mother

Kyoko MORI

This paper investigates the factors behind the role of the “daughter-in-law” that still exists in modern times. Using the idea of a good wife and wise mother, which is based on modern family theory, as a framework for analysis, the paper examines the historical transition of the “daughter-in-law”.

The “daughter-in-law” has been regarded as a symbol of women’s oppression due to the redefinition of patriarchy by feminist studies. Although this is the position taken in this paper as well, it may not be sufficient to base our discussion solely on family patriarchy as an existing factor even today, when the reality of the “*Ie*” is disappearing. From this concern, I have taken up the idea of a “good wives and wise mothers”, which is based on modern family theory. The idea of “good wives and wise mothers” was the basis of women’s education during the Meiji and Taisho periods. Since it represents the image of women demanded by the modern nation, it can be considered a clue to understanding how the “daughter-in-law” were positioned in the formative period of modern Japan.

This paper analyzes the period from the early Meiji to the Taisho Era, and focuses on the studies of two scholars, Shizuko KOYAMA and Kazue MUTA, who rely on modern family theory in their research on the idea of a “good wives and wise mothers”.

In Chapter 1, I explain the reasons for taking up the idea of a “good wives and wise mothers,” and present the analytical framework of this paper. In Chapter 2, I review the transition of the idea of a “good wife and wise mother” based on Koyama’s research, and then examine the position of the “daughter-in-law” in the idea of “good wife and wise mother”.

Based on these studies, this paper argues that the role of the “daughter-in-

law” was not important in the image of women demanded by the state under the idea of a “good wife and wise mother”.

Therefore, I conclude that it is not possible to grasp the reasons why the “daughter-in-law” exists in today from a consideration of the idea of a “good wife and wise mother”. However, by reconsidering the idea of “good wife and wise mother” from the perspective of the “daughter-in-law”, I were able to gain the following knowledge. In other words, the “ambiguity of the boundary between the role of the “daughter-in-law” and the role of wife referred to in the idea of a “good wife and wise mother”.

In this regard, I have suggested the necessity of further examination of the “daughter-in-law” in the future. In addition, I proposed the viewpoint of “modernity of the daughter-in-law” as an issue to be examined in the future in relation to “modernity” as illuminated by modern family theory.

